

別表 原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p data-bbox="219 499 1079 730"><u>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく</u>使用前事業者検査、定期事業者検査、 保安のための措置等に係る運用ガイド</p> <p data-bbox="526 981 766 1018">令和元年 12 月</p> <p data-bbox="499 1078 797 1115">原子力規制委員会</p> <p data-bbox="392 1176 904 1212">(最終改正：<u>令和 5 年 8 月 2 日</u>)</p>	<p data-bbox="1106 499 1966 635"><u>原子力事業者等における</u>使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド</p> <p data-bbox="1413 981 1653 1018">令和元年 12 月</p> <p data-bbox="1386 1078 1684 1115">原子力規制委員会</p> <p data-bbox="1270 1176 1800 1212">(最終改正：<u>令和 3 年 7 月 30 日</u>)</p>

## I. 目的

本ガイドは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「法」という。）に基づく、保安のために必要な措置のうち原子力施設の施設管理並びに使用前事業者検査、定期事業者検査及び使用前検査の適正な実施のため、原子力事業者等（法第 57 条の 8 に規定する原子力事業者等をいう。以下同じ。）及び核原料物質使用者（法第 57 条の 7 第 3 項に規定する核原料物質使用者をいう。以下同じ。）における、表 1 に示す原子力規制委員会規則各条項に基づくこれらの検査、保安のための措置等の運用について定めることを目的とする。

なお、使用前事業者検査、定期事業者検査、使用前検査、保安のための措置等に係る要件の技術的内容は、本ガイドに限定されるものではなく、規則に照らして十分な保安水準の確保が達成できる技術的根拠があれば、規則に定める技術上の基準（以下「技術基準」という。）に適合するものと判断するものである。

## V. 放射線管理

### 1. 管理区域への立入制限、放射性物質の汚染状況等の測定等

管理区域への立入制限等を行うに当たっては、管理区域の設定基準に従い区域を設定し、基準の範囲で維持されているかどうかを定期的に又は必要に応じて確認するため、放射性物質の汚染状況等の測定を行う必要があり、不必要な放射線業務従事者の被ばくを避けるため、当該測定結果について区域の入口等に掲示をするなどの措

## I. 目的

本ガイドは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「法」という。）に基づく、保安のために必要な措置のうち原子力施設の施設管理並びに使用前事業者検査、定期事業者検査及び使用前検査の適正な実施のため、表 1 に示す原子力規制委員会規則各条項に基づく法第 57 条の 8 の原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、使用前検査、保安のための措置等の運用について定めることを目的とする。

なお、原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、使用前検査、保安のための措置等に係る要件の技術的内容は、本ガイドに限定されるものではなく、規則に照らして十分な保安水準の確保が達成できる技術的根拠があれば、規則に定める技術上の基準（以下「技術基準」という。）に適合するものと判断するものである。

## V. 放射線管理

### 1. 管理区域への立入制限、放射性物質の汚染状況等の測定等

管理区域への立入制限等を行うに当たっては、管理区域の設定基準に従い区域を設定し、基準の範囲で維持されているかどうかを定期的に又は必要に応じて確認するため、放射性物質の汚染状況等の測定を行う必要があり、不必要な放射線業務従事者の被ばくを避けるため、当該測定結果について区域の入口等に掲示をするなどの措

置が必要である。また、汚染が確認された場合には、汚染拡大防止のための措置が必要である。

管理区域へ出入りする職員、協力会社等に遵守させるべき事項、管理区域内において特別措置が必要な区域を設定する場合における採るべき措置等を定め、これらを遵守させる必要がある。

管理区域への出入管理、物品の持出し管理等を行い、管理区域から退出する場合等の表面汚染密度が基準値内であることを確実にする必要がある。

原子炉施設及び再処理施設については、保全区域を設定し、及び明示し、並びに保全区域について管理する必要がある。

周辺監視区域を設定し、及び明示し、並びに業務上立ち入る者以外の者が周辺監視区域に立ち入らないように制限するために講ずべき措置を行う必要がある。

また、これらの放射線管理のための活動において使用する放射線測定器等について、校正等の管理を行うとともに、適切な方法で使用する必要がある。その際、第三者の確認等を含めた対応により、当該措置の信頼性を高めることが望ましい。

非該当使用者（法第 52 条第 1 項の許可を受けた者のうち、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和 32 年政令第 324 号）第 41 条各号に該当する核燃料物質を使用しない者をいう。以下同じ。）及び核原料物質使用者（以下「非該当使用者等」という。）における放射線測定の信頼性確保の考え方の例を参

置が必要である。また、汚染が確認された場合には、汚染拡大防止のための措置が必要である。

管理区域へ出入りする職員、協力会社等に遵守させるべき事項、管理区域内において特別措置が必要な区域を設定する場合における採るべき措置等を定め、これらを遵守させる必要がある。

管理区域への出入管理、物品の持出し管理等を行い、管理区域から退出する場合等の表面汚染密度が基準値内であることを確実にする必要がある。

原子炉施設及び再処理施設については、保全区域を設定し、及び明示し、並びに保全区域について管理する必要がある。

周辺監視区域を設定し、及び明示し、並びに業務上立ち入る者以外の者が周辺監視区域に立ち入らないように制限するために講ずべき措置を行う必要がある。

また、これらの放射線管理のための活動において使用する放射線測定器等について、校正等の管理を行うとともに、適切な方法で使用する必要がある。その際、第三者の確認等を含めた対応により、当該措置の信頼性を高めることが望ましい。

考1に示す。

2. (略)

VI. 施設管理

1. ～6. (略)

7. 原子力施設の経年劣化に関する技術評価に基づく長期施設管理方針の反映 (第2項)

原子力施設の経年劣化に関する技術評価及び長期保守管理方針の策定と変更については、表5に記載した文書を参考に行う必要があり、定めた長期施設管理方針をVI. 2. に記載している施設管理方針に反映することにより、施設管理における各種活動を一体として実施していく必要がある。

非該当使用者の施設管理の例について参考2に示す。

表1 事業者検査及び保安のための措置に係る事業等ごとの規則名一覧表 (規則名は付表)

2. (略)

VI. 施設管理

1. ～6. (略)

7. 原子力施設の経年劣化に関する技術評価に基づく長期施設管理方針の反映 (第2項)

原子力施設の経年劣化に関する技術評価及び長期保守管理方針の策定と変更については、表5に記載した文書を参考に行う必要があり、定めた長期施設管理方針をVI. 2. に記載している施設管理方針に反映することにより、施設管理における各種活動を一体として実施していく必要がある。

使用者(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令(昭和32年政令第324号。以下「令」という。)第41条各号に掲げる核燃料物質を使用する場合を除く。)の施設管理の例について参考に示す。

表1 原子力事業者等における事業者検査及び保安のための措置に係る事業等ごとの規則名一覧表 (規則名は付表)

	(略)	試験炉	(略)	核原料使用		(略)	試験炉	(略)	核原料使用
使用前事業者 検査の実施	(略)	<u>第3条の2の 3</u>	(略)	—	(略)	<u>第3の2の3</u>	(略)	—	
(略)		(略)		(略)		(略)			
管理区域への 立入制限等		第7条		<u>第2条第2号 ～第4号</u>		管理区域への 立入制限等		第7条	<u>第2～4号</u>
線量等に関する 措置		第8条		<u>第2条第5号</u>		線量等に関する 措置		第8条	<u>第5号</u>
放射性物質の 汚染状況等の 測定		—		<u>第2条第6号 ～第9号</u>		放射性物質の 汚染状況等の 測定		—	<u>第6～9号</u>
(略)		(略)		(略)		(略)		(略)	(略)
運転・操作・使用		第11条		<u>第2条第1号、 第2号及び第 10号</u>		運転・操作・使用		第11条	<u>第1、2、10号</u>
工場又は事業 所での運搬		第12条		<u>第2条第12号</u>		工場又は事業 所での運搬		第12条	<u>第12号</u>
貯蔵		第13条		<u>第2条第13号</u>		貯蔵		第13条	<u>第13号</u>
工場又は事業 所での廃棄	第14条	<u>第2条第11号 及び第11号の 2</u>	工場又は事業 所での廃棄	第14条	<u>第11号、第11 の2</u>				

(略)		(略)		(略)
-----	--	-----	--	-----

表 1 付表 (略)

表 2 原子力施設に係る技術基準の一覧表

	(略)
加工施設	(略)
試験研究用等原子炉施設	
研究開発段階発電用原子炉施設	
実用炉施設	
使用済燃料貯蔵施設	
再処理施設	
特定第一種廃棄物埋設施設、 特定廃棄物管理施設	
使用施設等	

表 3～表 6 (略)

別記 1～別記 3 (略)

(略)		(略)		(略)
-----	--	-----	--	-----

表 1 付表 (略)

表 2 原子力施設に係る技術基準の一覧表

	(略)
加工施設	(略)
試験研究用等原子炉施設	
研究開発段階原子炉に係る発電用原子炉施設	
実用発電用原子炉に係る発電用原子炉施設	
使用済燃料貯蔵施設	
再処理施設	
特定第一種廃棄物埋設施設、 特定廃棄物管理施設	
使用施設等	

表 3～表 6 (略)

別記 1～別記 3 (略)

(参考1)

(新設)

非該当使用者等における放射線測定の信頼性確保の考え方の例

1. 放射線業務従事者の外部放射線に被ばくすることによる線量の測定（核燃料物質の使用等に関する規則（昭和32年総理府令第84号。以下「使用規則」という。）第2条の11の6第2号イ及び核原料物質の使用に関する規則（昭和43年総理府令第46号。以下「核原規則」という。）第2条第7号イに係る測定）に係る認定機関への委託等について

放射線業務従事者の外部放射線に被ばくすることによる線量の測定に当たっては、「ISO/IEC 17025：国際標準化機構／国際電気標準会議 試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項（以下「ISO/IEC 17025」という。）」に規定される能力を満たす者又は機関による測定及びそれと同等の品質マネジメントシステムの確立等に係る要求事項を満たす測定とする。具体的には以下の測定である。

- ① 非該当使用者等が、公益財団法人日本適合性認定協会（JAB）のISO/IEC 17025に基づく放射線個人線量測定分野の認定を取得した外部の機関に委託して行う測定

②非該当使用者等が、公益財団法人日本適合性認定協会（JAB）の ISO/IEC 17025 に基づく放射線個人線量測定分野の認定を取得して行う測定

③ ①及び②に掲げる測定のほか、これらと同等の品質を確保して行う測定（例えば、公益財団法人日本適合性認定協会（JAB）以外の国際試験所認定協力機構（ILAC）の相互承認協定（MRA）に署名している認定機関の ISO/IEC 17025 に基づく放射線個人線量測定分野の認定を受けた者による測定など）

2. 管理区域及び周辺監視区域における線量当量率並びに管理区域における放射性物質による汚染の状況の測定（使用規則第2条の11の6第1号及び核原規則第2条第6号に係る測定）、放射線業務従事者の人体内部に摂取した放射性物質からの放射線に被ばくすることによる線量の測定（使用規則第2条の11の6第2号ハ及び核原規則第2条第7号ハに係る測定）、放射性物質による人体及び人体に着用している物の表面の汚染の状況の測定（使用規則第2条の11の6第3号及び核原規則第2条第8号に係る測定）に係る放射線測定器の校正等について

校正等は必ずしも ISO/IEC 17025 に基づく認定を受けた機関により実施されることを求めるものではない。なお、外部の機関に校正等を委託する場合であっても、法令に基づき、非該当使用



者等が、校正等により放射線測定器の機能を維持することが求められている。よって、非該当使用者等は、委託した外部の機関が放射線測定器の校正等を適切に行っていることを確認することが望ましい。確認の方法としては、公的な認証・資格の取得状況を確認することや、契約等で委託する校正等の実施に係る確認事項を定め、それらの実施状況を記録等により確認することなどが考えられる。

校正等は、毎年必ず実施することを求めるものではなく、測定の目的及び対象に応じた必要な精度を確保できるよう、計画的に実施することが望ましい。

なお、これらの放射線測定の信頼性確保等に係る記録については、法令に定める測定に関する記録の保存期間を考慮し、保存期間を設定することが望ましい。

(参考2)

非該当使用者の施設管理の例

(略)

(参考)

使用者（令第41条各号に掲げる核燃料物質を使用する場合を除く。）の施設管理の例

(略)